

第 5 5 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 4 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 5 年 9 月 1 3 日 ( 金 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 4 日 )

議 事 日 程

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 79号議案 | 穴 粟 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議 条 例 に つ い て                         |
| 日程第 2 | 第 80号議案 | 穴 粟 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て                     |
|       | 第 81号議案 | 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て         |
| 日程第 3 | 第 83号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )                   |
|       | 第 84号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )   |
|       | 第 85号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) |
|       | 第 86号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )         |
|       | 第 87号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) |
|       | 第 88号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )       |
|       | 第 89号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )       |
|       | 第 90号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )         |
|       | 第 91号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )   |
|       | 第 92号議案 | 平 成 25年 度 穴 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )           |

- 第 93号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 94号議案 平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 第 95号議案 平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成24年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成24年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 106号議案 平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 107号議案 平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 79号議案	穴粟市子ども・子育て会議条例について
日程第 2	第 80号議案	穴粟市税条例の一部を改正する条例について
	第 81号議案	穴粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 3	第 83号議案	平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）
	第 84号議案	平成25年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 85号議案	平成25年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
	第 86号議案	平成25年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
	第 87号議案	平成25年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	第 88号議案	平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 89号議案	平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 90号議案	平成25年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 91号議案	平成25年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	第 92号議案	平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 93号議案	平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
	第 94号議案	平成25年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	第 95号議案	平成24年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 96号議案	平成24年度穴粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 97号議案	平成24年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 第 98号議案 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成24年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成24年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 106号議案 平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 107号議案 平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番	鈴 木 浩 之	議 員	2 番	稲 田 常 実	議 員
3 番	飯 田 吉 則	議 員	4 番	大 畑 利 明	議 員
5 番	小 林 健 志	議 員	6 番	伊 藤 一 郎	議 員
7 番	榎 橋 美 恵 子	議 員	8 番	西 本 諭	議 員
9 番	秋 田 裕 三	議 員	1 0 番	藤 原 正 憲	議 員
1 1 番	東 豊 俊	議 員	1 2 番	福 嶋 齊	議 員
1 3 番	岡 前 治 生	議 員	1 4 番	山 下 由 美	議 員
1 5 番	林 克 治	議 員	1 6 番	実 友 勉	議 員

17番 高山 政 信 議員

18番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村	司 君	書	記	宮 崎	一 也 君	
書	記	清 水	圭 子 君	書	記	原 田	涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福 元	晶 三 君	副 市 長	清 水	弘 和 君
教 育 長	西 岡	章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋	幹 雄 君	
参事兼土木部長	平 野	安 雄 君	会 計 管 理 者	杉 尾	克 君	
一宮市民局長	秋 武	賢 是 君	波賀市民局長	西 川	龍 君	
千種市民局長	阿 曾	茂 夫 君	まちづくり推進部長	西 山	大 作 君	
市民生活部長	岸 本	年 生 君	健康福祉部長	浅 田	雅 昭 君	
産 業 部 長	前 川	計 雄 君	農業委員会事務局長	前 田	正 明 君	
水 道 部 長	船 引	英 示 君	教育委員会教育部長	岡 崎	悦 也 君	
総合病院事務部長	広 本	栄 三 君				

( 午前 9時30分 開議 )

議長(岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第79号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第79号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例についてを議題といたします。

本議案は、去る9月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第79号議案について報告いたします。

平成25年9月2日に審査付託のありました第79号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例については、9月4日に第7回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました。平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立したことに伴い、平成27年4月から子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が開始されることになりました。この制度は安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指すことを目的としております。市町村は「子ども子育て支援事業計画」を定めることとされております。計画の策定に当たり、地域の意見や実施状況を調査、審議する「子ども・子育て会議」の設置に努めることとされております。

第79号議案については、この会議の設置に必要な事項を定めるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、よろしく願いいたします。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論ですが、本議案に関しましては、発言通告が提出されておられません

ので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第79号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第80号議案～第81号議案

議長(岸本義明君) 日程第2、第80号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例について及び第81号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る9月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第80号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例と第81号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告いたします。

第80号議案については、平成25年度税制改正に伴い市の税条例の改正を行うもので、主なものとしては、公的年金からの特別徴収における徴収額の平準化を図るための見直しと、金融所得課税の一体化がされたことにより、個人住民税の課税方法を損益通算して申告分離課税5%とするもので、それぞれ平成28年10月1日以降の特別徴収からと、平成29年度課税からの適用となります。

次に、第81号議案についても、金融所得課税の一体化に伴う所得割額に係る改正で、平成29年度課税から適用になります。

審査の結果、第80号議案、第81号議案、いずれも全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論ですが、本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第80号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第80号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第81号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第81号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第81号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第83号議案～第94号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第83号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から第94号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの12議案を一括議題といたします。

本12議案は、去る9月2日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 9月2日に審査付託のありました第83号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の当委員会関係部分について、9月5日に第9回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

歳出では、人事異動等による人件費の精査を行っております。

総務費では、前年度決算における剰余金の一部を財政調整基金への積み立て、太陽光発電施設設置工事、防犯灯LED化事業、さらに旧千種東小学校跡地利活用事業の増額を行っております。

民生費においては、千種町で予定している認定こども園の整備について、用地購入費の追加と事業を直接執行したとして2カ年事業とする予算の組み替えを行うものであります。

商工費においては、観光振興特別補助金、フォレストステーション波賀の排水施設の改修や音水湖施設の水源修繕経費を増額しております。

消防費では、中国道の救急業務に伴う負担金の増額及び緊急ヘリ離着場整備経費を追加計上しております。

教育費では、規模適正化に係る菅野・波賀両小学校の屋体改築工事費及び菅野・土万小学校統合に伴う通学バスの購入経費を計上しております。

公債費では、繰上償還のための予算措置及び借入利率確定等に伴う長期債利子の減額を行っております。

次に、財源である歳入の主なものとしては、地方特例交付金及び地方交付税について確定による精査を行っております。

国庫支出金では、地域の元気臨時交付金を計上するとともに、学校規模適正化に伴う小学校屋体改築に係る補助金を追加、また、県支出金では、認定こども園を市の直接執行としたことによる幼保一元化推進事業補助金を減額しております。

寄附金では、ふるさとづくり寄附金、繰越金では平成24年度決算に基づき、前年度繰越金を計上しております。

市債では、各事業の追加、変更等による合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策

事業債の精査や臨時財政対策債の発行可能額確定による精査を行っております。

次に、幼保一元化施設整備に係る設計監理業務と波賀小学校校舎・屋体等改修工事については、翌年度にわたる契約となることから債務負担行為の追加補正を行っております。

以上が今回の補正内容の主なものであり、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第83号議案から第93号議案の報告を行います。

第83号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分について報告いたします。

主な内容については市民生活部では、前年度事業費の確定による国県支出金の精査、特別会計への繰出金の精査、中学生の通院医療費の助成拡大に係る経費の増額、ごみ収集業務委託の入札による減額です。

健康福祉部の主なものについては、前年度事業費の確定に伴う国県支出金の精査、特別会計への繰出金の精査、相談支援事業開設経費の増額等です。

次に、第84号議案、平成25年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

前年度の繰越金の増額と人件費の精査、前年度事業費確定による国県支出金の精査によるものです。

第85号議案、平成25年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

前年度繰越金の増額と人件費の精査、診療所利用患者の増加に伴う医療機器の借上料の増額によるものです。

第86号議案、平成25年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）については、前年度繰越金の増額と人件費の精査によるものであります。

第87号議案、平成25年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、前年度繰越金の増額と後期高齢者医療広域連合への清算に伴う納付金の増額によるものです。

第88号議案、平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につい

ては、前年度繰越金の増額と人件費の精査、地域支援事業費の精査、保険料の還付金の増額であります。

第93号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）については、企業債の利率確定による利息の減額及び負担金の精査、医師・看護師の人件費の精査と看護師の夜勤手当増額によるものであります。

審査の結果、第83号議案の当委員会関係部分、第84号議案から第88号議案までの5議案、第93号議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。どうもありがとうございました。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成25年9月2日に当産業建設常任委員会に審査付託のありました第83号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の当委員会関係部分、第89号議案、平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、第90号議案、平成25年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第91号議案、平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第92号議案、平成25年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）、第94号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算6議案について、9月4日に第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求めまして、慎重に審査を行いました。

第83号議案の主な内容といたしましては、産業部の関係では、鳥獣被害防止施設事業の追加や森林経営計画樹立を促進するために新たに取組む森林整備地域活動支援事業交付金の追加、事業実施自治会が増えたことによるしそ防炎景観推進事業を増額する補正、土木部関係では、道路の未登記処理委託料、県道加美宍粟線モデル事業の負担金、交通安全対策費、かわまちづくり事業墓地公園設計業務委託料等をそれぞれ追加する補正、水道部関係では、簡易水道事業、下水道事業のそれぞれの特別会計への繰出金の減額や農業集落排水事業特別会計への繰出金の増額による補正でございます。

第89号議案は、緊急ヘリポート離着陸場散水用消火栓設置工事費や取水場井戸清掃委託料の増額、人事異動に伴う人件費の減額、前年度繰越金の補正による減額を行うものでございます。

第90号議案は、浄化センター修繕料の増額、人事異動に伴う人件費の減額、前年度繰越金の補正に伴う減額の補正を行うものでございます。

第91号議案は、前年度繰越金の補正による減額、人事異動に伴う人件費の増額の補正を行うものでございます。

第92号議案は、人事異動に伴い人件費を減額するものでございます。

第94号議案は、同じく人事異動に伴う人件費を増額するものでございます。

審査の結果、第83号議案の関係部分、第89号議案、第90号議案、第91号議案、第92号議案、第94号議案の6議案については、適切と判断をいたしまして、全て全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、本件については、大畑利明議員より会議規則第109条の規定により、少数意見の報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、少数意見の報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会に所属いたします私、大畑と同じく総務文教常任委員であります鈴木浩之議員、両名によりまして少数意見の報告をさせていただきます。

ただいま総務文教常任委員会委員長の報告がございましたが、私ども2人は少数意見の留保ということで報告をさせていただこうというふうに思います。

9月5日の総務文教常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり会議規則第109条第2項の規定により報告をいたします。

意見の要旨でございますが、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）のうち、幼保一元化推進事業、千種認定こども園施設整備についての報告でございます。

市の教育委員会は、これまでの地域に対する説明、あるいは自らが定めておられます運営ガイドラインでは、建物について国県の補助金制度を活用し、社会福祉法人の負担に係る部分、法人が4分の1の負担をすることになっておりますが、その部分については法人の借り入れ後に市が運営補助金として支給するという方向を定めておられます。それに基づいて運営主体の募集や選定作業、運営主体と市の教育委員会とのかかわりなどについて、この間議論がされてまいりました。そして、このような経過に基づき千種認定こども園実施の意思決定が行われてきたものでござ

います。

しかし、今回の幼保一元化推進事業に係る補正予算の内容は、その施設整備方針を補助金制度の活用から市の直接執行へ変更、財源は過疎債と一般財源を充当する内容に大きく方針を変更されるとともに、わずかではあります、市の負担増になる方針を選択した組み替え予算の案でございます。

施設整備方針の変更について、その必要性は他市の状況などから平成24年度末段階、あるいは本年度当初予算の編成段階でわかっていた問題でございます。そうでありながら、9月議会の補正予算まで議会及び常任委員会への説明報告がなされていないということは、意思決定のプロセスとして間違っていると指摘せざるを得ないと思います。

施設整備を公が行い、運営を民に委託するという今回の変更でありますと、社会福祉法人の負担が最初からゼロという、そういうことでの運営主体の募集ということであり、募集内容は大きく変わることになり、応募や選定委員会の審査内容なども変わっていた可能性があります。さらに、市の運営主体へのかかわり方も全く違った議論、審査になっていたと考えられます。例えばこれまでの議論では、社会福祉法人が運営することによって、市がどれだけ指導、あるいはかかわることができるのかということの危惧があり、議論が活発にされてきたと思いますが、最初から公設民営であれば、市が主導権を持つわけであり、市の指導を受け入れるか否かの問題などは議論の余地がなかったはずでございます。

そういう問題点から、私たちは総務文教常任委員会へ付託され、採決結果は賛成多数による可決ではございますが、市の方針変更に伴う運営ガイドラインの見直し、あるいは市民への説明責任をしっかりと果たされるまでは、本幼保一元化推進事業に係ります補正予算部分については、その執行を凍結すべきだというふうに考えます。

議員の皆さんの慎重な議論をお願い申し上げまして、少数意見の報告にかえさせていただきます。

議長（岸本義明君） 続いて、常任委員会委員長の報告及び少数意見者の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。全体でいいんですね、今報告があった。

第88号の介護保険事業特別会計補正予算の報告に対する質疑を行いたいと思うんですけども、このことについては、介護保険料の一部還付未処理というふうなこ

とで、当局からおわびの記者会見があって、新聞紙上にも載った案件が500万円という格好で還付金の補正がされておると思います。それで、私どもがいただきました報道発表前の未処理額については310万円というふうな金額が出ておりましたけれども、補正予算では500万円というふうなことになっておりますけれども、この大きな差異は何なのか、議論されておったら教えていただきたいなと思います。

それと、今回のこの還付の未処理についての委員会としての認識であるんですけども、当局は、その原因として日本年金機構から通知があるものと誤認し、通知を待っていたために未処理となりましたというふうな安易な捉え方をされております。

それで、私は、介護保険法と市の条例に当たってみましたけれども、介護保険条例の中にも第139条の中に市町村は第1号被保険者が死亡したときは、その過誤納金を通知して還付しなければならないというふうに明記をされておりますし、市の介護保険条例の施行規則を見ても、その第29条には先ほど言いました法第139条の2項によって過誤納保険料を還付するときは、相手側に介護保険料還付通知書を通知しなければならないということで、通知書の様式までこしらえてあります。ということは、私はここで当局が言われておる単なる日本年金機構からの通知があるものと誤認しておったわけではなくて、ただ単に介護保険制度そのものの仕組みを知らなかったがために起こった今回のミスではないかなというふうに思います。その点、どのような議論があったのか、お答え願いたいと思います。

それと、対象期間が平成20年から24年の5年間というふうになっておりますから、平成19年度以前についてはきちっと処理をされおったということになるのであれば、私は平成19年から20年の、その間のもし人事異動があったとすれば、そこでの事務の引き継ぎが十分に行われてなかったから、このような事態が発生し、その担当者もその後の介護保険の担当者でありながら、勉強を怠ったということが今回の原因ではないかと思うんですけども、そういうふうな議論はなかったのかどうか。

それと、もう一つは、私から見ると、今回の事件というのは単なる職員の勉強不足の本当に単純なミスであるというふうに思うんですけども、このことに対して職員の処分というふうなものについては報告がなかったのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、この間、1期目から2期目にかけてし尿券の横領問題ということで、私たち議会のほうもいろいろ大変努力をしてまいりました。そういう中で私たちの立場としては百条調査委員会をつくって、きちっと議会としても責任をもって究明

しようという立場をとりましたけれども、議会では少数ということで設置はなりませんでした。それで、この事件の総括的なこととしての複数でのチェックをしようとかというふうなことが、この報道発表のところにも同じように今後は複数でチェックするとかいうふうなことが書かれておりますけれども、そのことが実際には全く生きてこなかった。私は組織上の問題ではないかと思えます。

そういう点でいいますと、私は地方自治法の第98条の1項による事務の検査、なぜ今回このような事態になったのか、このことを私は民生生活常任委員会のほうでしっかりと自浄チェックをしていただいて、このような問題が二度と起こらないように、これは本当にそういう意味では相続人に対する財産権の侵害の問題でありますから、これが個人に着服されているかどうかだけの違いで、し尿券の問題と大きな差がないわけにありますから、そういう点で大変重要な問題を含んでおると思えますので、その点、私は改めてこの問題については取り組むべきではないかと思えますけれども、どう委員長として考えておられますか。

以上です。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 500万の中身については、未処理金額310万350円と474人の通知費用、それと利息部分というか、5年間払ってない部分がありますので、その中の利息部分みたいなものが加算されてくるので、そのような設定にしております。

それと、再発防止に向けた具体策についてですけれども、保険料の還付について、詳細な事務処理手続を定めたマニュアルを作成し、職員に周知徹底します。

マニュアル（被保険者死亡による特別徴収保険料還付事務処理手順）を作成しました。被保険者死亡により随時行う事務、毎月行う事務について、具体的に記載しております。

係員の人事異動などもあるため、係内でのマニュアルの検証をする機会をつくとともに、管理職員による研修ができたか確認いたします。

資格喪失に係る住民移動届出状況一覧（死亡・転出などにより介護保険資格を喪失した者を一覧にし、保険証の回収、保険料の過誤納の有無などをチェックする）を作成し、還付対象者に漏れがないことを確認します。

研修に参加したり、国が出しているマニュアルや通知・研修会資料等を再度確認したりするとともに、内容に変更等があれば、市のマニュアルを見直します。

2．複数の担当者で事務処理をチェックする体制にします。

主任当事者が還付事務を行い、係長または副担当者がマニュアルに沿って事務が処理されるか、再度チェックいたします。

3. 管理職員による（過誤納対象者一覧表）を毎月確認し、事務処理状況の確認を徹底します。

管理職員による（過誤納対象者一覧表）を毎月確認します。

事務処理がマニュアルに沿って適正にできているか、管理職により随時確認いたします。

と報告を受けております。

審査内容を聞いておりますと、これはあくまでも今、岡前議員が言われたように事務処理がきちっとされていなかったことに大きな原因があると思います。また、同じ職員が5年間ずっと続けてやったというところにも一つ問題があったのかもしれない。その事務職員が勘違いしたことによって起こったのが原因ではないかと思っております。それについて処分についてもしっかりとするように、当委員会としては指摘しておるところであります。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

13番、岡前治生議員か。

13番（岡前治生君） 13番です。委員長報告なんで、委員会で言われていることも委員長の個人として意見が言えないのは仕方ないと思うんですけど、ちょっと委員長、これ見てください。介護保険の特別徴収のお金の行き来というのはものすごく単純なもんなんです。私も何でこんな単純なことが起こったのか、それで、なぜの職員が年金機構から通知があるというふうな誤認をしたのか、年金保険機構に直接尋ねてみました。でも、年金保険機構のほうは、ただ単に特別徴収したお金を自治体に送り返すだけの仕事をしてるんだということなんです。そんなことはもう常識のことなんです。ですから、私は今回の事件というのは、ある意味、し尿券問題よりか、こと、ほんま組織全体としての問題としては大きいと思うんです。

ですから、先ほども言いましたように、地方自治法上の98条1項の事務の検査、これをぜひ委員長発議で民生生活常任委員会として何でこのような単純なミスが5年間も続いて、しかも上司から見過ごされたのか。今、委員長が長々と言われました対応のマニュアル、これはほとんど私も正確には覚えてないですけども、し尿処理券の横領問題が発覚して、今、有罪判決が出た後、当局が今後こうしますというふうな内容とほぼ同じであったように思います。そういう点では、本当にこんな単

純なミスが市民からの信用を傷つけたという責任は私は本当に大きいと思うんですね。そういう意味からも本当に処分も含めてきちっとこの問題については、これでおしまいせずに追求していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 本当に言われるとおりでありまして、当委員会でも継続してこの点については今後もかかわっていきたいと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第83号議案及び第88号議案について通告がありますので、発言を許可します。

まず、第83号議案に対する反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第83号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算に対して反対討論を行います。

今回の補正予算で、千種の認定こども園の建設計画が用地取得費に変更になり、建設費が減額となっております。用地に関しましては、地域の人たちが望む場所に建設される計画であり評価はいたします。しかし、その内容は公設民営となっております。この計画でいきますと、平成26年度に施設が建設され、平成27年4月が開設になります。しかし、皆さん、認定こども園は教育委員会は繰り返し保護者の就労に関係なく誰でも利用できる施設と言っておりますが、平成27年4月からこども園を利用しようと思えば、平成26年度中に保護者は支給認定を申請し、その家庭環境によって長時間保育か短時間保育の認定を受け施設を選ぶこととなります。

子ども・子育て支援法によりますと、ゼロ歳から2歳の子どもで保育に欠けない子どもは利用できないということになります。希望者全員が利用できるわけではないのです。しかも、認定こども園になると、市の幼児教育、福祉への責任の後退に繋がります。それは、施設に直接申し込み、利用料金も施設に支払うことになり、行政の関与が減っていくことになるからであります。せっかく行政が施設を建設するのであれば、幼稚園部分は直営で、保育所部分は民間で運営すべきであります。それぞれのよさを生かすべきであって、公教育としての宍粟市の長年の蓄積のあり

まず幼児教育の実践をよりよく生かすことこそ大切であると思います。そうでなければ、認定こども園の目的は幼稚園教諭を減らして人件費を減らす、それだけが目的となります。

また、7億円もの前年度繰越金がありますが、5億5,000万円は積み立てに、2億3,000万円は繰上償還に充てられております。市長は口を開けば持続可能な行政運営と言われておりますが、一般会計でも取り上げましたように、市民は高い国民健康保険税、また上下水道料金の支払いに苦しんでおります。国民健康保険税でいえば7,000万円程度あれば1世帯1万円の引き下げが可能であります。行政は市民あつての宍粟市であります。宍粟市あつての市民ではありません。

以上、反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、私は賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

第83号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）に対しまして、賛成討論を行います。

今回の補正は、先ほども各常任委員長のほうからも報告ありましたとおり、安心・安全対策や環境対策、そしてまた学校規模適正化などの事業を積極的に推進するとともに、人事異動や給与条例の改定に伴う人件費等を精査したものであると思っております。

先ほども千種こども園のことが出ておりましたけども、この施設整備は市の直接施行により国県補助金、そしてまた市の補助金等を減額して、平成26年度に整備を図るというものでございます。

事業そのものの変更ではなく、やり方の変更であるのかなあと、私はこのように思います。先ほどもまた少数意見の中でもありましたように、市の直営で実施するならば、他の法人も応募したのではないかなというようなことにつきましても、運営法人の応募資格には、宍粟市内で認可保育所を運営している社会福祉法人であるとの要件がありまして、その応募説明会には市内の9者といたしますが、9人の方が出席され、建設費には国県等が補助することにより、実質法人等の負担はないとの説明もしておりまして、私はあまり影響といたしますか、問題がないのではないかなあと、このように思うわけでございます。

本市の最初の認定こども園ということで、今後、十分調査研究あるいは説明責任

を果たされまして、いい施設になるように期待し、賛成討論といたします。何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 続いて、第88号議案に対する反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。第88号議案に対する反対討論を行います。

内容は、先ほど委員長報告に対する質疑で述べたことの重複にほとんどなるうかと思いますが、改めて討論といたします。

本来第1号被保険者が死亡したときには相続者に還付すべき介護保険料の精算金が5年間も滞っていることが明らかになりました。しかし、市の発表では、今回の事件が起きた原因として、日本年金機構からの通知があるものと誤認し、通知を待っていたとありますが、これは原因でも理由でもなく、ただ単に介護保険制度を担当者がきちっと理解していなかったことによるものであると私は考えます。

私も日本年金機構に問い合わせましたが、後期高齢者医療の保険料も同じだと思えますけれども、日本年金機構が特別徴収した保険料はそのまま各自治体に納付されております。自治体が死亡届を受けた時点で保険料の精算をし、相続者に連絡することが市の条例でも定められております。平成19年度までは先ほどの答弁ではきちんと還付処理がされていたということでありますから、平成20年度の人事異動の際の引き継ぎに問題があったということになります。まだし尿券の横領事件が私たちの記憶の中で新しいのに、またさらにこのような不祥事が繰り返されること自体、組織全体の問題ではないかと思えます。

先ほども言いましたように、私は議会で地方自治法第98条1項の事務の検査の議決をして、きちっと民生生活常任委員会での原因追及と今後の対処をお願いしたいと思えます。あわせて処分についても、今後起こらないような内容として厳しくすべきでないかと思えます。

以上で終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 7番でございます。第88号議案、平成25年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正は、人件費の精査、前年度事業費の確定に伴う精査によるものと、早急に還付すべき介護保険料の保険料還付が計上されており、やむを得ない補正と判断し、賛成するものでございます。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお

願いたします。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第83号議案を採決いたします。

第83号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第83号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第83号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第84号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第85号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第86号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第87号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第87号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第88号議案の採決を行います。

第88号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第88号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 第88号議案は起立多数であります。

第88号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第89号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第89号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第90号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第91号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第92号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第93号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第93号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第93号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第94号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第94号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第94号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時26分休憩

---

午前10時40分再開

議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第4 第95号議案～第107号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第95号議案、平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第107号議案、平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案を一括議題といたします。

当該13議案につきましては、去る9月2日の本会議で提案説明が終わっております。

ただいまより決算質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、決算について質問をさせていただきます。

まず、成果説明書の72ページ、生活保護についてです。

生活保護は、生活に困ったとき、国民の誰もが憲法25条や生活保護法などに基づいて権利として健康で文化的な最低生活の保障を請求できる制度であります。

平成24年度生活保護に関する相談世帯数は何世帯か。

また、平成24年度の生活保護申請世帯数は何世帯であり、そのうち保護費受給に至った世帯は何世帯なのか。

保護費受給に至らなかった理由は何か。

自立の支援や就労支援とは何をどのように行ったのか。

適切な医療機関への受診指導とはどのようなものなのか。

不正な手段により受給した保護費を徴収したとありますが、その内容はどのようなものなのか。本当に不正が行われていたと言えるのかどうか。

また、事業の効果・評価が適正な生活保護制度の運営に努めたことのみとなっておりますが、これはなぜなのか。この生活保護事業の目的は、生活に困った人が健康で文化的な生活を送れるように支援するものであります。この事業によって生活に困っておられる人たちが健康で文化的な生活が送れたかどうかについて評価されるべきだと思いますが、どうでしょうか。この事業の対象者の方たちは、健康で文化的な生活が送れているのかどうか、お尋ねいたします。

また、続きまして成果説明書の74ページ、障害児タイムケア事業について質問いたします。

この事業は、障がいのある子どもたちやその保護者にとって必要な事業であります。今後ますます充実させていくことが社会的にも求められております。なぜ平成24年度で廃止なのか。続けるべきであります。

教育委員会の学童保育で受け入れるとありますが、障がいのある子どもたちやそ

の保護者、指導員、学校の先生の願いを聞いて、より充実させていく教育委員会の責任ある事業として行うことができるのかどうか、現在の状況はどうなっているのか、質問いたします。

続きまして、成果説明書の110ページ、福祉世帯水道料金等助成事業について質問いたします。

事業評価の欄に、この事業は平成25年度をもって終了とされているが、平成24年度実績をもって廃止するか続けるかを決める必要があると書いてあります。水道料金の引き下げが行われて、払いやすい料金になるまでは続けないと、対象世帯の生活に大きく影響してくると思います。どのように考えておられるのか。

続きまして、成果説明書の120ページ、学校規模適正化推進事業について、質問いたします。

事業の効果の欄に、平成24年4月開校の千種小保護者アンケートでは、98%が小学校が一つになり、子どもたちにより影響を与えていると回答があり、児童も人数が多くなって、これまでできなかったことができるようになったと実感してありますが、この内容をもう少し説明してもらわないと、よくわかりません。どのようなアンケートであったのか、内容や回答率など説明してほしいと思います。

また、98%のあと残りの2%の方の意見は、どういうものであったのか、お尋ねいたします。

続きまして、成果説明書の121ページ、城下小学校南校舎耐震補強改修工事についてお尋ねいたします。

事業効果の欄に、平成25年10月竣工に向けて工事発注できるよう、実施計画を進めておりと書いてあるとおり、平成25年6月21日から工事が始まり、平成25年10月31日の竣工に向けて現在進んでおります。工事は計画どおりに進んでいるのかどうか。なぜ平成24年度に城下小学校区自治会やPTA理事会、保護者に説明がなかったのか。耐震・改修合わせての工事であり、どのような耐震が行われているのだろう、また、工事の工期に無理があって突貫工事となっているのではないだろうかなどというような不安の声を今も聞きます。これらの疑問に回答を求めるとともに、住民の信頼を取り戻すため、今後どうしていくかをお尋ねいたします。

最後に、成果説明書122ページの多様なニーズに応える学習指導の確立について、質問をいたします。

12名の特別支援員はどこに配置されているのか。なぜ12名であり、配置学校を選んだ理由は何か。また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生

徒とは、誰がどのように判断し、どんな専門性のある支援に結びつけているのか。

また、確かな学力の状況調査につきましては、効果や評価が記入されておりますが、特別指導員の配置については記入されておられません。どうしてなのか。この特別指導員を配置したことによってどのような効果があり、どう評価されているのかを説明願います。

以上です。

議長（岸本義明君） 山下由美議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私からは生活保護に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

大きく7点御質問をいただいております。

まず、1点目、平成24年度の相談世帯数でございますけれども、実世帯数で62世帯でございます。

続きまして、2点目、保護申請世帯数と保護に至った世帯でございますけれども、保護申請世帯は32世帯、保護決定となった世帯が27世帯でございます。

3点目、保護に至らなかった世帯とその理由でございますけれども、保護に至らなかった世帯は5世帯ございまして、その理由としましては、保護申請時に預貯金があった世帯がございまして、これが4世帯。それから保護の要否判定に必要な書類の提出を再三再四お願いをしたんですけども、最終的に出てきませんでした。未提出ということで1世帯ございました。

それから、4点目、自立支援や就労支援とは何をしたのかという御質問でございます。まず、自立支援についてでございますけれども、障がい等により一般就労が困難な方に対しまして、デイケアや作業所への通所助言をいたしまして、社会参加の機会の支援を行っております。デイケアの参加を開始された方が2名、それから作業所に通所された方が2名ございます。

それから、一般就労に向けての支援も行っております。稼働年齢の方への就労支援といたしまして、日額雇用も含めて8世帯が就労になりまして、増収になっておりまして、そのうち3世帯につきましては自立生活、いわゆる保護を要さなくなった世帯が3世帯ございます。

それと、採用にやはり有利になる資格取得に対して、その費用についても支給をいたしております。平成24年度につきましては、大型二種免許の取得に1名の方が受けられました。それから、ホームヘルパー2級の資格を1名取得されておりました。

て、このホームヘルパー2級の資格取得をされました1名につきましては、就労に結びつきまして、平成25年度で生活保護の廃止となっております。

それから、5点目、医療機関への受診指導についてでございますけども、大きく医師の指示もなく、また、その他やむを得ない理由もなく、いわゆる頻回に受診される場合、あるいは複数以上の医療機関を受診される場合がございますので、その重複受診に対する指導等も行っております。

それから、6点目、不正な手段により受給した保護費の徴収についてでございますけども、この中には就労収入の申告がなかった方、それから、年金収入の申告がなかった方、また、資産がある者との同居の申告がなかったことがございます。そういった方々に対する生活保護費の返還の徴収を行っております。

最後に、7点目、事業の効果・評価についてでございますけども、議員言われたように、生活保護の目的は、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するという大きな目的がございます。福祉事務所といたしましても、それぞれの世帯に応じて必要な支援や自立に向けた支援も行っておりまして、そういう意味で適正な制度の運営に努めたということで表記をさせていただいております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 私のほうからは、福祉世帯の水道料金助成事業についての御質問にお答えをいたします。

福祉世帯の水道料金助成事業は、平成25年までであります。平成24年、25年も約850世帯の助成実績があり、本事業が一定市民生活の支援に役立っているものと思っております。

現在、上下水道料金の見直しをしておりますが、支援を必要としない料金設定が現状では難しく苦慮しているところでございます。

本事業の継続につきましては、6月議会でも市長のほうからお答えがありましたように、対象世帯の現状も理解する中で、継続する方向で進めるよう検討していきたいと思っておりますので、その方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、御質問の障害児タイムケア事業について、まずお答えをさせていただきます。

平成24年度末をもって障害児のタイムケア事業を廃止したわけですが、ここに関しましては廃止をして、宍粟市の学童保育所において障がいのある、なしにかかわらず児童を受け入れようということにしたために、障害児タイムケア事業としては廃止をしております。その受け入れにつきましては、保護者からの希望により可能な限り受け入れに努めております。

なお、学童保育所の入所の適否については、学童保育所の環境条件や児童の障がいに係る支援に個人差があるため、医師でありますとか関係学校の先生方、そして障害福祉担当者などで組織する入所判定委員会でそういった調整をし、支援が行えるよう、あわせて職員体制についてもどういう配置がいいのか、そういったところも検討しております。

今後におきましても、学童保育所において障がいのある児童を受け入れる場合については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、保護者からの希望により利用する機会が確保されるよう適切な配慮に努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、現在の状況でございますが、現在、障がいをお持ちの子どもさんは、15人をこの学童保育所にお預かりをしております。施設数は5カ所でございます。

それと、職員の配置の状況ですが、15名のお子さんに対しまして、9名の指導員を加配で配置をしております。9名のうち4人に対しては1対1の加配となっております。

続きまして、学校規模適正化推進事業につきましてでございます。千種小学校の部分でございますが、平成24年度より新たに新しい小学校としてスタートいたしまして、御質問のアンケートでございますが、平成24年の1・2学期を終えた平成25年1月に小中一貫教育に関する保護者アンケートということで、15問の設問をし、そのうちの一つに、小学校が一つになり子どもたちにより影響を与えていますかという設問がございます。その中で御回答いただいておりますが、ちょうどその対象者は100人でありまして、数字を申し上げますが、とてもよいが41人、よいが57人、あまりよくないが1人、無回答が1人ということで、98%としております。

続きまして、城下小学校の耐震補強改修工事でございますが、この工事につきましては、夏休み期間中をメインに工事計画を立てており、8月末現在で80%の出来高となっております。

御指摘の平成24年における地域の説明でございますが、これまで建て替えは別といたしまして、耐震改修・リフォームについては従前より当該年度の施工業者、工

程の詳細が決まった段階で説明をすることとしております。

なお、平成25年度、本年におきまして、PTAの理事会あるいは自治会長さん方に御説明をし、御理解も得たところでございます。今後ともそういう情報提供をする中で、地域あるいは保護者の皆さんの信頼を得ていきたいと考えております。

続きまして、多様なニーズに応える学習指導の確立の部分でございますが、御質問は、特別支援員の部分でございますが、この特別支援教育支援員の配置に当たっては、各学校から特別かつ個別の支援を要する児童とする、そういう状況を申請をいただきます。学校長と十分協議をする中で教育委員会として配置を決定をしております。

平成24年度の状況でございますが、12校ございまして、山崎小、戸原小、河東小、伊水小、神戸小、三方小、波賀小、繁盛小、千種小、山崎西中、一宮南中、一宮北中、三土中となっております。

次に、通常学級に在籍する児童生徒につきましては、教室での学習活動や学校生活の中で生徒自身が抱える問題が発見されることが多々ございます。そうした中で、本市では学校のみならず、就学前の段階においても、そうした行動観察したものをサポートファイルにし、その情報を職員で共有するようしております。

また、発達障害児の巡回訪問でありますとか、そういう教育連絡会におきましては、専門の先生の助言、支援をいただきながら、それぞれの個別の支援をしております。

具体的な支援策、効果というようなことでございますが、一例でございますが、例えばある広汎性発達障害の子どもに対しては、やはり簡単に申し上げますが、一日のタイムスケジュールを事前に説明し、子どもたちに理解させておく、そうしたことが子どもが安心をして過ごせることにつながると、こんな助言もいただく中で支援をしております。

最後に、成果説明の部分でございますが、この部分につきましては、主なものを記載しているため、特別支援員の部分については記載をしておりますが、支援を要する子どもたちに支援員が寄り添うことによって、当該児童はもとよりクラス全体が落ちついた授業ができていますと、このように考えているところでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、生活保護のところでの再質問をさせていただきます。

先ほどお答えくださいました中で、生活保護に関する相談世帯数が62世帯、そして、その中で実際に申請に結びついた世帯数が32世帯、30世帯の方たちは申請にまでいけないわけなんですけれども、この方たちがどのような状況で、どのように今困られている状況を解決していくことができたのか。もう少しこの30世帯の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

続いて、質問してもよろしいですか。全部に対して。

議長（岸本義明君） 質疑をしてください。

14番（山下由美君） じゃあ、質疑させていただきます。

障害児タイムケア事業が廃止となったことなんですけれども、これは非常に障がいのある子どもたちやその保護者にとって好評であったと考えられるんですが、どのように検討されて廃止となったのか、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

それとまた、現在、教育委員会の学童保育の中で受け入れてくださっておりますけれども、放課後児童クラブガイドラインを2007年の10月に厚生労働省が通達しておるんですけれども、この中に、特に配慮を必要とする児童への対応というのがありまして、障がいのある児童や虐待への対応等、特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受け入れに努めること。受け入れに当たっては施設・設備について配慮すること。障がいのある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。こういうふうにあります。そしてまた、発達障害者支援法第9条におきましては、発達障害児の利用の機会の確保を図るため適切な配慮をするものとするというふうにあります。

こういうふうに法律等で決められているわけですが、現在の教育委員会の学童保育におきましては、何度も申し上げておりますとおり、やはり個室、別室、そういったものはありません。その辺のところの確保ができるのかどうか、お尋ねします。

議長（岸本義明君） 決算についての質疑にしてください。

14番（山下由美君） はい。平成24年度は確保できてなかったようなんですが、その理由、そしてどうしていくのか、お尋ねいたします。

今度は、学校規模適正化推進事業、これアンケートをとったということなんですけれども、その内容等を見せていただいておりますので、決算の委員会に千種小学校のアンケートの結果の提出を求めます。いかがでしょうか。

次に、城下小学校南校舎耐震補強改修工事、これの再質問なんですけれども、この平成24年度城下小学校自治会やPTA理事会・保護者、これ説明がありませんでした。決まる前にやはり説明するべきじゃないかと私は思うんですけども、その点

についてお答えください。

以上です。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、生活保護に関する御質問にお答えをいたします。

62件と、それから保護になった世帯との差ということでございますけれども、この相談世帯数の中には、生活保護制度の説明を求められた御相談もこの件数に入っております。また、いわゆる収入はあるんだけど、借入金の関係が多いんだというような内容の御相談等々も含まれておりますので、そういった関係の部分も含んでおるといことで御理解いただけたらなと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） ガイドラインに示す個室の確保でございますが、平成24年度におきましては、個室として確保できておりますのが7施設であり、あと今後において2施設を確保できる見込みとなっております。御指摘のように、そういう施設があることは望ましいというふうに考えておりますので、今後ともそういう学校の環境もあわせながら検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、アンケートの提出につきましては、決算特別委員長とも提出させていただき方向で協議をさせていただきたいなと思っております。

それから、平成24年度の城下小学校の改修の説明でございますが、御指摘のようになるべく早い説明というのが望ましいなというふうに考えておりますので、今後そういうふうに努めてまいりたいと思っております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員の質疑を終わります。

続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、第95号議案、平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、御質問をさせていただきます。

まず、平成23年10月に出された平成24年度予算編成方針の中では、普通交付税等の合併の優遇措置がなくなる将来を見通した場合云々、基金に依存しない財務構造を確立していくことが急務とされておりました。しかし、平成24年度も4億431万2,000円の積み立てをしております。その理由について説明をお願いします。

二つ目、予算額は補正も含め約260億、調定額、これが240億です。その差約11億

円あります。調定額の意味とその差について御説明をお願いします。

三つ目、決算の中に不用額という欄がありまして、額にして約11億円です。この不用額というものの意味と金額、その額が11億円ということの評価について説明をお願いいたします。

最後、四つ目、前年度比歳入はマイナス6.6%に対して、歳出がマイナス6.4%です。歳出の抑制ということであれば、歳入の削減に応じて歳出が削減されていなければいけないと思いますが、このあたりの評価についての説明をお願いします。

以上、4点です。

議長（岸本義明君） 順次答弁を求めます。

参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、一般会計の決算の内容につきまして、4点御質問がありましたので、御回答させていただきたいと思います。

まず1点目の予算編成方針と決算の整合性のことでありますけれども、普通交付税が一本算定になる平成33年度までに歳入の確保と歳出の抑制などによりまして基金に依存しないで収支の均衡が保てる財政構造を目指していくという方針には変わりはありません。ただ、このことが今後財政調整基金の積み立てが不要であるということではありませんで、財政調整基金につきましては、災害時などの緊急の歳出増や急激な経済状況の変動に伴う歳入減などに対応し、必要な財源を一定確保しておく必要があると考えて積み立てたものであります。

2点目の予算額と調定額の差についてであります。歳入予算額につきましては、1年間に収入する額の見込み額であり、調定額につきましては実際に収入すべき歳入の確定額であります。その差が約11億円となっております主な理由につきましては、まず国庫補助金のうち国の平成25年1月の大型補正によりまして、地域の公共事業の地方負担額の約8割を補助するという地域の元気臨時交付金の制度が創設されております。国のほうから平成24年度予算に見込額を計上してもよいという連絡を受けましたので、約7億円の予算を平成25年3月の補正予算において計上をさせていただいておりますけれども、補助金につきましては、調定の時期、額は交付決定のときに交付決定された額とされております。平成24年度中に国から交付決定が来ておりませんので、この額については調定ができないということで7億円の額が調定できなかったということになっております。

また、市債につきましては、11億円程度の調定額が下回っております。市債につきましては、これは実際に市債を収入するときの時期、額をもって調定を行うこと

とすることになっておりまして、事業等を翌年度に繰り越したものにつきましては、平成24年度中に収入をしておりませんので、調定を行わなかったというものでございます。

また、逆に、市税につきましては、7億円程度調定額のほうが予算額より上回っております。これにつきましては、市税の調定時期は課税をした時期ということで、課税額でもって調定をしておりますけれども、予算額につきましては、例年度の収納率の状況や今後の景気動向等を勘案して市税の見積もりをしておりまして、7億円程度課税額よりも下回ったということになっております。

次に、3点目、不用額についてでございます。不用額は予算額から執行済額と繰越額を差し引いた額でございます。工事の入札減や事務事業の執行過程で節約等で生じた余剰金などが挙げられます。不用額については、極力最小限となるように予算を見積もるべきというふうに考えておりますけれども、平成24年度におきましては、前年度からの繰り越し事業等におきまして、工事の入札減などにより約3億6,000万円の不用額ということに大きな額が出ておりまして、トータルとして11億円という不用額となっております。

4点目は、歳入減と歳出減のバランスについてであります。歳出の減に比べまして歳入の減が大きいということで、実質収支が約1億円の減となっております。実質収支につきましては、標準財政規模に占める割合ということで、実質収支比率という指標がございますけれども、一般的に概ね3%から5%程度の範囲でおさまっておるのが適当というふうに言われております。平成24年度の本市の実質収支比率は4.6%となっております。概ね妥当な数値であると認識しております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） まず、予算編成方針と財政調整基金の関係についてですが、今参事から御説明があったところは理解いたします。ただ、同じ質問の中で言っていたとおり、歳入の減少額に対して歳出の減少額のほうが、歳入の減少額のほうが上回る、つまり歳出の総額抑制という意味があまり見られないのではないかとこの決算書を見たんですけれども、これはどう解釈したらいいのかを教えてください。

あと調定額、あと予算額等の差額については、説明のとおり理解いたします。

あと不用額に関して、これは意見書の中にもありますが、多額の不用額が出ないようというふうになっております。この11億円というのが多額の不用額というふ

うに考えられるのか。

以上、3点お願いいたします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） まず、1点目の歳入の減に対しまして、歳出の減が削減されてないのではないかとございます。予算時におきましては歳入歳出が均衡するように予算を設定しておりますけれども、歳入につきましては、例えばですけれども、収納率等が高まったとか、滞納整理で努力したとかいうことでの歳入の増ということも努力しております。また、歳出のほうにつきましては、事務事業等の見直し、節約等を奨励することで歳出の減についても努力しております。平成24年度におきましては、歳入のほうの割合が若干低まったということにはなっておりますけれども、歳出のほうにもついても努力しているということで御理解いただきたいというふうに思います。

2点目の不用額につきまして、11億円という額が多いのかということをございます。先ほども申しましたように予算の見積もり時は適切に見積もっていくということが大事ではあるかと思っておりますけれども、先ほど言いましたような入札の減でありますとか、それぞれの事業の執行の中で、事業の中止もしくは繰り越しといった事業も出てまいります。平成23年度決算におきまして不用額は10億円というふうになっております。平成24年度が非常に多かったということではないというふうに理解をしております。

議長（岸本義明君） 3回までをお願いします。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後に伺います。先ほどの不用額なんですけれども、前年度が10億円だから、平成24年度が11億円で多いか少ないかということではなくて、その額自体が不用額として適切なのかなのかということの判断が私にはつきかねるので、そのあたり財政のほうからお答えをいただきたいというふうに思います。

あと、先ほどの歳入と歳出のバランスの件ですけれども、結局、財政調整基金に積んでいって平成33年ですかね、交付税の減に備えるということが行政改革大綱にも書いてあります。今回の決算を見る限り先ほどの歳入歳出減のバランス等も考えて、やはり現在の上層部の方はその交付税削減のときにはほとんどの方が退職されているという感じだと思いますので、幾らか貯金をしておいて、それを歳入が減したときに使っていくという姿勢が見えてとれるんですけども、もうちょっと財務構造の根本的な見直しをして財政調整基金に頼らないという姿勢をもう少し見せてい

ただきたいんですけども、そのあたり認識については、もう一度明言をいただければと思いますけども、お願いします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 不用額について11億円が多いか少ないかということですが、先ほども申しましたように、予算につきましては、できるだけ適正な金額を見積もるということが一番大事かなと思っております。できるだけ不用額を少なくするというところからいいますと、11億円は多いと判断されるかと思えます。これから不用額はできるだけ少なくなるように、適正な予算時の見積もりというのに努力してまいりたいというふうに思います。

2点目の財政調整基金でございます。財政調整基金の額が多いとか少ないとかいうのは、いろいろと御意見の分かれるところかと思えます。標準財政規模の1割程度が望ましいという意見もございますし、2割、3割必要ではないかという意見もございます。

近隣の市の状況を見てみますと、平成23年度決算の数値ではありますけれども、標準財政規模に占める財政調整基金の残高は宍粟市が13.4%となっております。たつの市は22.3%、養父市は20.7%、朝来市は50.2%、相生市は33.9%となっておりまして、こういう近隣の市の状況から見ても財政調整基金が多いというような状況ではないというふうに思っております。

また、宍粟市は淡路島より大きい面積を抱えております。この広大な面積を抱えておる中で、近年ゲリラ豪雨や台風の大型化など風水害の確率というのもやっぱり面積が大きいだけに高いと思っております。また、山崎断層地震も可能性としては予想されるところでございますので、財政調整基金につきましては、いましばらく、もう少し積んでおく必要があるのかなというふうに考えております。

根本的な財政構造につきましては、行革大綱などに基きまして今後も努力していくということで、その歳入に見合った歳出ということの取り組みを真剣に取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員の質疑を以上で終わります。

続いて、4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑です。大きく5点余り質問させていただきたいというふうに思っています。

まず、1点目ですが、環境政策費についてお尋ねをいたします。

成果説明では、太陽光発電システムとかペレットストーブ、薪ストーブなどの購入補助を行うことによって低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めたというふうに説明がされております。それらの機器の補助金支給をされているというふうに思いますが、具体的な数字でどのような成果があったのかということが示されておられませんので、そのことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

また、私は低炭素という観点では、ほかにもP D F燃料による学校給食の車を走らせていくとか、あるいは公用車をハイブリッド車に切り替えていくとか、また森林整備等々、ほかにも多くのCO<sub>2</sub>削減やあるいは吸収の取り組みがあるというふうに思っておりますが、これは全体としての取り組みを評価した上で成果として上げるべきではないかというふうに思います。

一般質問とかいろんな機会では私はオフセットクレジットのことをいつも申し上げておりますけども、常に当局のほうは事務が煩雑であるとか、買い手がつかない云々ということ言いわけをされておりますけども、私はトータル的なマネジメント事業のマネジメントをしっかりと、数字としてCO<sub>2</sub>が幾ら削減、あるいは吸収されているというようなことを公表することによって、買い手はあらわれるものというふうに思います。市がCO<sub>2</sub>量を施策に位置づけて本気に取り組んでいる姿勢がなければ、そういう買い手市場はあらわれないと思いますので、是非もって言葉ではなく、具体的な数字で評価をあらわすべきだと思います。それが1点目です。

それから、二つ目は総務費の地域振興費でございますが、かみかわ緑地公園というすばらしい公園が整備をされました。この公園の今後の運営方針あるいは維持管理などの方向性について、お尋ねをしたいというふうに思います。

なぜなら、この公園をつくられた経過として、旧神河中学校の跡地利用ということで、多くの方に親しまれる公園、多くの方がこの地域に集まって交流することによって旧神河地域、特に河東地域の再生という、そういう大きな目的があり、この公園が地域再生の使命があるというふうに書かれておりますので、そういったところでの今後のビジョンを含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、三つ目、民生費、障害者自立支援費について、先ほどほかの議員からも障害児のタイムケア事業のことが質問されておりましたが、私もこの平成24年度で廃止され、以後学童保育というふうに切り替わってきたことに対して少し危惧を持っております。教室のスペースの問題ですとか、あるいはトイレの問題など、障害者が利用することでの環境整備がまだ十分整っていないというのが大きくあるのですが、基本的に、今後、障害者福祉サービスとして障害者一人一人のサービス利

用計画というものが策定をされていきます。そうなりますと、障害者福祉のサービス施設として、そういうものを今の学童施設で利用できるのかどうかということも思いますので、本来の障害者福祉サービス施設としての社会資源として障害者本人や保護者が利用しやすいものを整備していく必要があるのではないかというふうに考えております。その点、御質問いたします。

次に、商工費でございます。観光協会の助成事業について、お尋ねをいたします。

私も見直しが必要ではないかというふうに考えております。平成24年度決算を見ますと、運営補助金と特別補助金合わせまして740万円の決算額になっております。その負担割合を見ますと、会員負担が約30%、公共負担が70%という割合でございます。その上に観光協会が役所の中に置かれて、その協会事務全般に対することに対して、市の職員が携わっているというふうに私は認識しております。したがって、助成事業以上に観光協会に係る事務が多いのではないかというふうに思います。

観光は、宍粟市にとって重要な施策であることには変わりはないわけですが、他の協会、例えば消費者協会とかいろいろございますが、そういう協会と比べまして、非常にかけ離れた位置にあるように私は思います。したがって、観光行政と観光協会、これの区分を明確にする必要があるというふうに思っております。

平成25年度の予算を見ましても、当初予算640万に対しまして、今回補正で観光協会PR強化事業として150万円の補正が上っております、前年を50万上回る予算ということになっております。

そういうことから、少し考え方をお聞かせいただきたいというふうに思いますし、決算額見て驚いたんですが、740万円という丸い数で決算がされておりますから、これ何か特別枠なのかどうか。それぞれ役所の中でいろんな節約、先ほども参事のお話ありましたが、いろんな事務事業を行うには、役所のルールの中でいろんな節約を行っておりますけども、そういうことをやりますと、こういう丸まった万円で決算されるというようなことはあり得ないんじゃないかなと私は思うんですが、その辺お尋ねしたいと思います。

最後ですが、教育費の学校給食費会計について、質問させていただきます。

現在につきましては、学校長とか、あるいは給食センター、そういうところが給食費について収納するというので、私会計という形になっておるというふうに思います。この会計方式によるメリットも確かに存在するのではないかというふうに思いますけども、逆にデメリットの部分も今、声がいろいろ聞こえてまいります。一つには、債権者が学校長なのか教育委員会なのか給食センターなのか、非常にわ

かりにくくなっておりますし、債権管理について、給食費の決算事務等々含めて透明性が図られているのかどうかということも少し問題かというふうに思いますし、現在、保護者の中で負担にばらつきがあるというふうに聞いております。それは給食費の口座引き落としの関係で手数料がかかる部分とかからない部分とかいろいろあるそうございまして、同じ給食にありながら、保護者負担が違うというのちょっと腑に落ちないところでございます。

そしてまた、学校への負担が非常に大きいのではないかとということも考えます。そういう意味で今後の透明性の向上とか、あるいは保護者負担の統一性の確保、あるいは学校現場における負担の軽減、そういうことから考えて、公の会計に移すべきではないかというふうに考えております。もちろん前提としては現在の学校給食の質を低下させないということが前提で、そういうことの検討をいただきたいと。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうから、2点お答えをさせていただきます。

まず、最初の低炭素社会の実現に向けてという項目でございます。一般質問等でも順次お答えをさせていただいた経緯もあるんですけども、まず、木質のバイオマスあるいは太陽光発電等についての成果、実績について、御答弁をさせていただきます。

まず、木質バイオマスの利用促進に関して御説明いたします。

ペレットストーブに関しましては公共施設への設置及び一般家庭や事業所への補助制度を通じまして現在まで51台導入を図ったところであります。

このほか前年度までに整備したペレットのボイラーの消費分などを合わせまして昨年1年間に市内での木質ペレットの消費量は約127トンとなっております。これを代替元の燃料、灯油に換算をいたしますと約64キロリットルの消費量となります。約600トンのCO<sub>2</sub>の削減が図られたという数字となっております。

また、このほかに太陽光発電システムの補助制度によりまして、平成24年度だけで487キロワット、これまでの累計では1,300キロワット相当の施設への導入を支援しておりまして、年間に529トンのCO<sub>2</sub>の削減の効果が見込まれると。この2点について、まず数字をお知らせしたいと思います。

議員御指摘のありましたように、PDF燃料の関係、ハイブリッド車、それから

森林整備、それぞれ個別には取り組みをしております。しかしながら、御指摘ありましたように、一つの大きなくくりとして、その効果をくくった、今そういうことはようしておりませんので、御指摘ありましたように、全体、市としての効果を今後くくって、市民の皆さんにも公表していきたいというふうに思っております。

それから、低炭素社会の取り組みにつきましては、エネルギーを創造、創っていくものと、それから省エネと大きくあるかと思っておりますので、省エネに関しましては、エネルギー消費のいわゆる見える化をもって市民の方々に取り組んでいただくような工夫、電力会社が今強力で推進をしておりますスマートメーターへの切り替え、それから、ひょうご環境創造協会、ここが、うちエコ診断と銘しましているような取り組みをしております。市といたしましてもそういう取り組みに協力をして、市民の方々に非常に見えやすい形での省エネに取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、創エネ、創り上げていく分につきましては、次年度からの新たな取り組みでありますJクレジット制度、あるいは固定価格買い取り制度を積極的に活用しながら、木質バイオマスの利用促進、水力発電等々の再生可能エネルギーの普及に一層努力をしていきたいというふうに思っております。それらの取り組みについては、先ほど申しましたように、大きなくくりで市民の皆様にご公表できるようなスタイルをとっていきたいというふうに思います。

それから、もう1点の観光協会、この今後のあり方についての御質問でございます。御指摘のとおり、これまで観光の事業者、それと全体的な観光行政が非常にわかりにくいというようなこともございまして、まず今年度の事業計画、予算からその支出部分において、会員会費相当分を1．イベントの助成事業、2番目、しそ四季だよりの制作費、3番目に車内動画広告費、大きくこの3点に分けて、その会員の観光推進に予算化しておるといような状況で、一つ改善をさせていただいておるところでございます。

御指摘ありましたように、私たちも今の観光協会が正直申し上げて職員が事務をつかさどっておるといようなスタイルがいつまでもいいとは決して思っておらないところであります。基本計画を今年から具体化しておりますけれども、そのキーとなりますプラットフォーム、環境のキーのステーション等の立ち上げ等とあわせてそのソフト部分といいますが、どのような体制で観光の振興を図っていくのかなということもあわせて大きな課題として今捉えておりますので、なるべくなら観光協会として独立をしたような運営をとっていけるようなスタイルに今後検討していきたいとい

うふうに思っております。

いずれにいたしましても、非常に今まで経験したとのない大きな課題でありますので、より一層努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうからは障害児タイムケアサービス事業につきまして、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

障害児の支援につきましては、今実施の学童保育のほか、放課後等デイサービスや日中ショートの利用で支援をしていきたいというふうに思っております。当然、実施事業所のこともございますので、事業所とも調整しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） それでは、私のほうからは、かみかわ緑地公園の管理運営と基本コンセプトの関係について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、今、議員がおっしゃいましたように、本公園につきましては、旧神河中学校の跡地約1万5,000平米を緑地公園とすべき、それぞれ今日までに地元の自治会ですとか、それぞれ利用を想定される団体の方から選出された委員さんによります利活用検討委員会を昨年立ち上げまして、それぞれ料金等も含め基本的な方針を定め、昨年条例化をさせていただいて、今運営しているところでございます。

具体的な管理につきましては、河東地区の有志グループによります直営の管理というふうに今言われているところでございます。

本公園の基本コンセプトの中には、幼児から高齢者まで多くの市民が活用でき、全ての世代の交流の場としての機能を果たすということと、もう一つは、先ほどおっしゃいましたように、地域コミュニティーの形成の核となる施設ということで、いつでも誰でもが自由に使える施設を目標として設置したものでございます。なお、本公園につきましては一部高規格の芝生を植栽をしております。一部占有使用の場合についてのみ応益負担をいただいくという状況でございますが、今後につきましても、先ほど申し上げましたように、いつでも誰でもが使える親しみやすい公園として運営をしていくという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、学校給食費の公会計への移行についてという御質疑でございます。

御指摘のとおり、現在の会計方式につきましては、公会計、私会計でございます。それぞれメリット、デメリット、御指摘があったのと考え方は同じというふうに考えております。そういう中でございますが、やはりこの望ましい会計方式、すなわち公会計方式にするかどうかも含めまして検討させていただきたいなというふうに考えております。

参考でございますが、少しデータは古いんですが、平成19年度で県内の給食センターの会計方式を調査した数値がございます。公会計での運営は18センター、私会計の運営は27センターとなっております。こういう状況も踏まえまして、会計方式について今後検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） それぞれお答えいただいた内容について、概ね理解はさせていただきました。若干再質問させていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 決算についての質問をお願いします。

4番（大畑利明君） はい。まず、最初の環境政策のところでは、その成果について、私は補助金の対象者に対する追跡調査などによる効果測定が要るのではないかなというふうに思います。その辺、検討いただきたいというふうに思います。

私も以前、補助金をいただきまして太陽光を設置したわけですが、その後その効果についての問い合わせも何もございませんので、その辺はしっかりしていく必要があるのではないかなというふうに感じます。

それから、かみかわ緑地は決算ではございませんので、今後のお願いとしてやはりあそこでイベントを企画していくなど、いろんなことをやらないと、なかなか今おっしゃったような利用方法に進んでいかないのではないかなという危惧もしておりますので、お願いしたいと思います。

それから、健康福祉部長にお尋ねするんですが、私は現在の学童保育へのタイムケア事業の切り替えが障害者福祉サービス利用施設として対象にならないのではないかなというふうに考えてるわけですし、それにかわる放課後デイとか日中ショートで十分ニーズに応えられる数が確保されてるという答弁だったということによる

しいんでしょうか。

それから、観光協会助成事業、今後の方向も含めて御答弁いただきましたが、現在の負担の割合が30と70、7割の公費でもって負担してるという、この負担割合について、実際どの程度が市として望ましいとお考えになっているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 順次答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 先ほど御指摘のありました環境施策につきましては、それぞれ市民の方に補助制度という形で御活用をいただいておりますけれども、その効果につきまして、現在のところは、例えばペレットの使用状況等については製造ラインからの需要と供給のバランスが非常に対費用効果的なものもございまして、その面については個別にはどのくらい使用されてますかとか、そこらについては追跡調査をしておるわけなんですけれども、御指摘ありましたように全体的なことについては、一部まだ不備なんかなということは今反省をしておりますので、やはり補助金を交付した以上は、その効果をしっかり検証していくということで今後取り組みたいというふうに思っております。

それから、もう1点の観光協会の事業者さんの負担割合についての理想的な負担というのがどれくらいでいいのかなということの御質問でありますけれども、今現在は観光協会の会則のいわゆる会員の会費ということの項目の中でいただいております。

理想的な割合といいますのは、どれくらいがいいのかと。ちょっとそれは検討をこれまでした経緯もないと思いますので、今後そのあり方自体を含めて一緒に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

いわゆる議員も御指摘のように、学童保育につきましては、障害給付とは別の事業になります。やはり今後サービスと利用計画を作成するに当たり、それぞれ保護者の方等とも話しする中で、どういうふうな放課後学童保育に行かれるのか等々も相談する中で、していきたいなというふうに思います。

それと、全てニーズに応えられるかということでございますけれども、先ほども申

しましたように、当然実施事業所の関係もございますので、その受け入れ人数、あるいは施設等についてもやはり今後事業所とも十分調整をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） それではかみかわ緑地公園の基本コンセプト、今後の運営の方針についての御提言もございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

当初に年間約1万人ということで、この4月からスタートしております。4月からの状況を見ましたら、月に概ね1,000人の利用がございます。時期的なこともございますが、今のところの報告では月1,000人ということで、当初の予定はクリアしているという状況でございますが、先ほど言われましたように、イベント等、占有使用と相反する部分もございますが、今後、あらゆる団体なり機会を通じてそれぞれ占有の使用の部分についての検討も加えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく決算質疑は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第95号議案から第107号議案までの13議案は、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決めます。

続いて、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

1番、鈴木浩之議員、3番、飯田吉則議員、5番、小林健志議員、8番、西本諭議員、9番、秋田裕三議員、11番、東豊俊議員、13番、岡前治生議員、15番、林克治議員、17番、高山政信議員。

以上、9名を決算特別委員会委員に指名いたします。

委員会審査、よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月30日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時46分 散会)